

周南市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する
条例制定について

周南市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する
条例

周南市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成25年周南市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第3項に規定する通報対象事実についての公益通報は、匿名により行うことができる。
第12条第6項に次のただし書を加える。

ただし、通報者が通知を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(公益通報)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(公益通報に係る審査会の職務)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 審査会は、審査の結果を公益通報者に通知しなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>(公益通報)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第3項に規定する通報対象事実についての公益通報は、匿名により行うことができる。</u></p> <p>(公益通報に係る審査会の職務)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 審査会は、審査の結果を公益通報者に通知しなければならない。<u>ただし、通報者が通知を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>7・8 (略)</p>